

～肥料の販売に関する届出について～

☆どのような場合に届出が必要か

- ・肥料の販売を開始したとき
- ・肥料の販売所を増設したとき
- ・肥料の販売をしているが、その届出の記載事項に変更があったとき
- ・肥料の販売を廃止したとき
- ・肥料の販売所を廃止したとき など

☆提出書類

届出に必要な書類は次のとおりです。なお、様式第4号～第6号、添付資料については、販売所が市内に複数ある場合は**販売所ごと**に作成してください。

		肥料販売の届出			
肥料を販売する場所、 保管する場所の位置図 が必要です。		・市内において 新たに販売を 開始する場合 ・販売所を新設 する場合	・既に届出を提出 しているが、 届出者が変更 になった場合	・既に届出を提出 しているが、 販売所が変更 になった場合	・販売所を廃止 する場合 ・販売を全てや める場合
	届出の時期	業務を開始後 2週間以内	変更事由発生後 2週間以内		廃止後 2週間以内
様式第4号	○(販売所の数) 2部				
様式第5号		○(販売所の数) 2部	○(販売所の数) 2部		
様式第6号					○(販売所の数) 2部
添付資料	○(販売所の数)	○(変更事項に該当するもののみ)			
返信用封筒・切手	○	○	○	○	○
届出者の住所・氏 名を証する書類	○(1通)	○(1通)			

〔届出者の氏名、住所を証する書類の例（届出者の氏名、住所が確認できるもの）〕

- ・個人の方…住民票や免許証の写し
- ・法人の方…法人登記簿や定款 など （3ヶ月以内のものであればコピー可）

〔郵便切手について〕

届出を受理した場合は、受理証を送付します。また、記載事項に不備がある場合は受理せず、届出書類を返送します。**受理証等の送付先を記載した封筒に切手を貼付したものを**届出書類に同封してください。

なお、返信する書類は1販売所につきA4用紙2～3枚です。

貼付する切手の金額の目安は次のとおりです。

(定形封筒の場合) (定形外封筒の場合)

届出が 2販売所以下… 84円

120円～

〔添付資料〕

様式第4号及び様式第5号(販売所等が変更になった場合)を提出される場合は、肥料を販売する場所及び保管する場所の位置図を添付してください。

〔遅延理由書の提出〕

届出書類の提出については、販売開始する場合又は、届出内容に変更が生じた場合及び廃止した日から2週間以内に届け出ることとなっております。

書類提出が期限内に提出されない場合は、遅延理由書を他の届出書類と合わせて提出してください。

☆肥料販売業務開始届出書受理証再交付申請書について

肥料販売業務開始届出書受理証を紛失・破損した方は、再交付申請を行ってください。

〔提出書類〕

- ① 様式第9号
- ② 破損した場合は破損した受理証
- ③ 受理証等の送付先を記載した封筒・郵便切手(額面は届出に準じます)

その他

- ① 様式及び添付資料はA4版で印刷してください。
- ② 届出書類を事前にFAXしていただければ、内容を確認してお答えします。